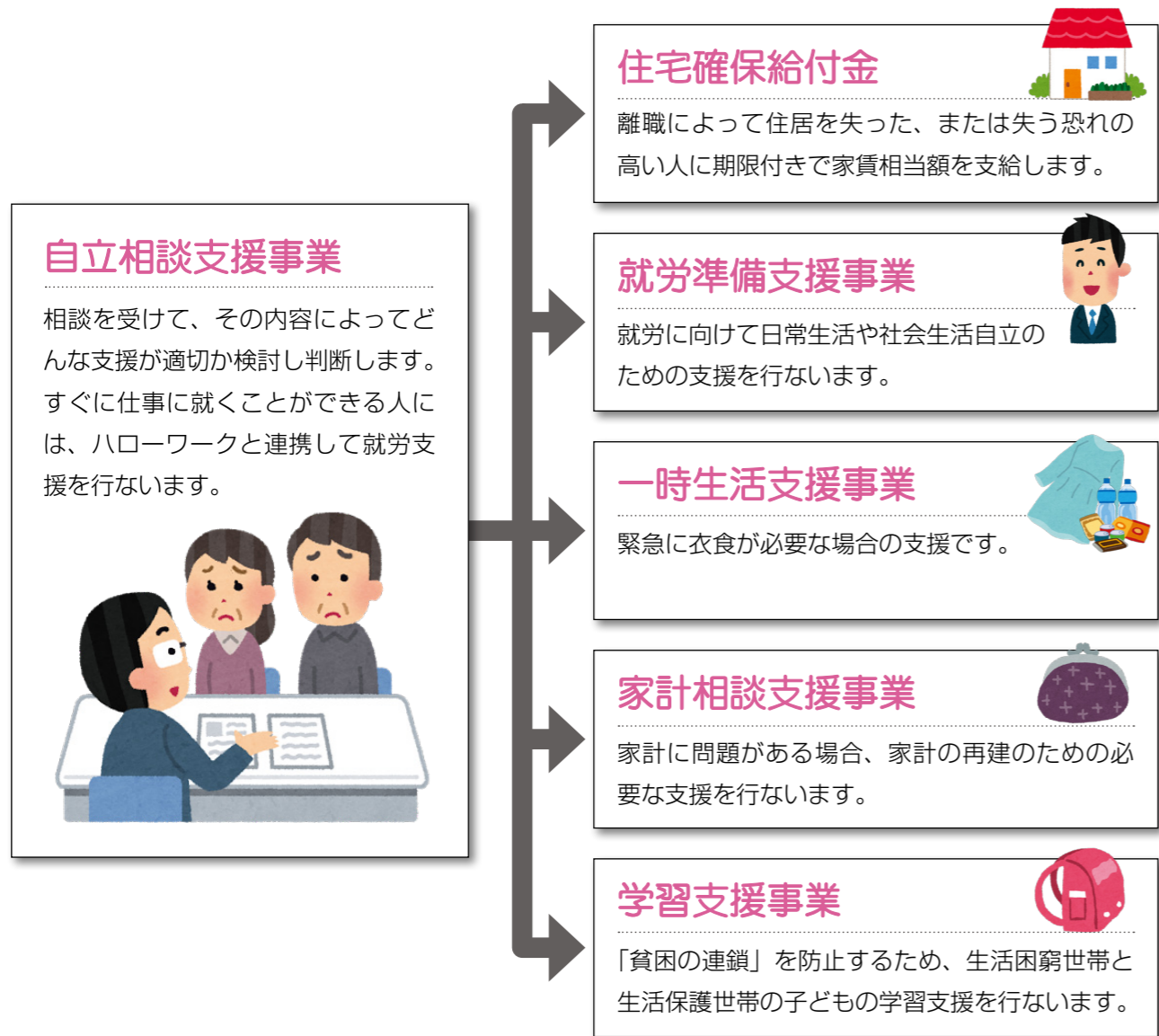


### 自立支援として取り組む6つの事業

▶ 生活困窮者自立支援制度として定められている次の6つの事業に取り組めます。



### ▶ 生活に困ったときは、まずご相談ください

生活が苦しい、長く失業している、働いた経験がなく不安、引きこもりやニートで悩んでいる、生活の中で困りごとや悩みがある、誰かに相談したいがどこに行けばいいかわからない……などなど、お悩みではありませんか？

くらしサポート課では市民からの相談を受け付けます。経済的に生活に困っている人はもちろん、色々な生活上の問題を抱えている人は、まず、ご相談ください。

窓口だけでなく電話でも！

生活困窮相談専用ダイヤル

くらしサポート  
ホットライン  
(☎75・1502)

▶くらしサポート課 (☎ 75・1222)

# こんなときはくらしサポート課へ ご相談ください

平成27年4月  
生活困窮者自立支援法  
スタート



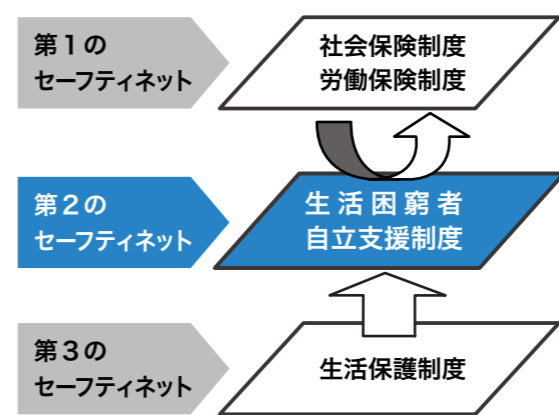
近年、わが国では社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増加しています。

長引く景気の低迷により、失業や非正規雇用、低収入の人が増え、働ける年齢層の生活保護受給者も増えています。また、単身世帯や一人親世帯の増加、近所づきあいや助け合いの意識の希薄化などによって社会的に孤立している人も数多くいます。

このような社会変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。生活困窮者自立支援法は、そうした生活に困窮している人が自立した生活を送ることができるよう支援する新たな国の制度です。

**早期の支援のため**

わが国では安定した雇用を土台に、「第1のセーフティネット」として「社会保険制度」や「労働保険制度」があります。また、これまでは「生活保護制度」が最後のセーフティネットとしての役割を果たしてきました。



しかしながら、近年の雇用状況や雇用形態の変化から、それだけでは安心した国民生活を支えられなくなってきました。このため、この新たな生活困窮者自立支援制度は生活保護に至る前に早期に支援を行う「第2のセーフティネット」として作られました。

**玉名市での取り組み**

玉名市では、4月1日から「くらしサポート課」を設置し、この新たな制度である生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の業務を一体的に実施します。

※生活困窮者自立支援制度の創設にあたって、生活保護制度の見直しも行われました。